

豊島区建設工事等希望型指名競争入札実施要綱

平成23年3月17日

総務部長決定

改正 平成29年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事等における希望型指名競争入札の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11から第167条の13及び豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下「規則」という。）第34条から第38条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 土木工事、建築工事及び設備工事（この号において「建設工事」という。）並びに建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造をいう。
- (2) 希望型指名競争入札 区が行う建設工事等を受注する能力及び意欲ある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性を確保するため、入札参加を希望する建設業者の中から参加者を選定して行う入札をいう。
- (3) 資格審査サービス 規則第2条第7項に規定する情報処理システムをいう。
- (4) 電子入札サービス 規則第2条第8項に規定する情報処理システムをいう。
- (5) 入札情報サービス 規則第2条第9項に規定する情報処理システムをいう。
- (6) 電子入札案件 規則第2条第10項に規定する契約案件をいう。

(対象工事)

第3条 希望型指名競争入札に付することができる建設工事等は、予定価格250万円以上から1,000万円未満のものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、希望型指名競争入札によらないことができる。

(入札参加資格要件)

第4条 希望型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するものでなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第34条第1項で準用する規則第7条第1項の規定に基づき区長が定める参

加資格を有すること。

- (3) 資格審査サービスに登録されていること。
- (4) 規則第 34 条第 1 項で準用する規則第 5 条の規定に基づき区長が特別に定める参加資格を定めた場合にあっては、当該参加資格を有すること。
- (5) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づく入札の参加停止措置及び指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づき入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 発注する建設工事等ごとに別表に定める要件に該当すること。

(地域要件の設定等)

第 5 条 区長は、前条第 4 号に規定する特別に定める参加資格として、事務所の所在地に関する地域要件を定めることができる。

- 2 前項の地域要件として定めは、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 6 月 16 日総務部長決定。以下「区内事業者取扱基準」という。）による。
- 3 区内事業者取扱基準第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者（以下「区内事業者」という。）は、施行中の契約案件を 3 件有する場合は、入札参加できないものとする。
- 4 区内事業者取扱基準第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に支店・営業所を有する事業者（以下「準区内事業者」という。）は、施行中の契約案件を有する場合は、入札参加できないものとする。
- 5 前 2 項に規定する施行中の契約案件には、当該年度の年間契約及び政令第 167 条の 2 第 1 項に規定する随意契約は含まれないものとする。

(区外事業者の準用)

第 6 条 区外事業者（区内事業者及び準区内事業者以外の事業者をいう。）の入札参加を認める場合には、前条第 4 項の規定を準用する。この場合において前条第 4 項中「準区内事業者」とあるのを「区外事業者」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第 7 条 希望型指名競争入札により発注する建設工事等の予定価格は、事後公表とする。

(入札の公表)

第 8 条 区長は、希望型指名競争入札を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を当該入札期日（電子入札案件にあっては、入札期間の末日をいう。）の前日から起算して 10 日前までに、入札情報サービスに公表する。ただし、急を要する場合

においては、その期間を 5 日までに短縮することができる。

- (1) 工事件名
- (2) 工事業種
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間
- (5) 工事概要
- (6) 希望申請条件
- (7) 希望申請受付期間
- (8) 開札日時
- (9) 開札場所
- (10) その他必要な事項

(入札参加の申請)

第 9 条 入札参加者が入札参加しようとする場合は、電子入札サービスによりその手続を行うものとする。この場合において案件に応じて指定された提出事項については、所定の電子データ等をもって区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条の対象工事を電子入札案件としない場合は、指定された期日までに所定の書類をもって区長に提出しなければならない。

(入札参加資格審査及び通知)

第 10 条 区長は、前条の入札参加の申請があったときは、遅滞なく、入札参加資格の有無を審査するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）と認定した場合には、前条第 1 項の手続によるものについてはその結果を資格審査サービスに登録し、同条第 2 項の手続によるものについてはその結果を所定の方法により入札参加者に通知するものとする。

3 区長は、第 1 項の審査において入札参加資格を有する申込者の数が少なく、適正かつ公正な競争入札に支障をきたすと判断する場合には、前条第 1 項の手続によるものについては、資格審査サービスに登録された事業者の中から当該入札案件に関し資格を有する者を入札参加資格者として指名し、同条第 2 項の手続によるものについては、所定の方法により資格を有する者を入札参加資格者として指名することができる。

4 区長は、第 1 項の入札参加資格の有無の審査後、入札参加の申請をした者又は前項の規定により指名した者に対して速やかに審査の結果を通知するものとする。

(現場説明会)

第 11 条 区長は、入札参加資格者に対しての現場説明会は実施しないものとする。

(設計図書等の取得)

第 12 条 入札参加資格者は、電子入札サービス又は有償頒布等指定する方法により設計書等を取得しなければならない。

2 区長は、入札参加資格者が、前項の規定による設計図書等の取得をしなかつたことが判明したときは、入札参加資格を取り消すことができる。

(質疑応答)

第 13 条 設計図書等の内容に関する質疑応答は、電子入札サービスにより当該対象工事について行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第 14 条 区長は、必要があると認めるときは、入札参加有資格者に対して積算内訳書の提出を義務付けることができる。

(入札参加資格の取消し)

第 15 条 区長は、入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札参加の資格を取消すものとする。

- (1) 第 4 条に掲げる要件について不備が生じたとき。
- (2) 第 9 条及び前条の規定により提出された電子データ又は書類に虚偽の記載があったとき。

(入札の方法)

第 16 条 希望型指名競争入札は、電子入札サービスにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件としない場合は、郵送その他の方法により行うものとする。

(入札の無効)

第 17 条 規則第 38 条で準用する規則第 22 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当した入札は、これを無効とする。

- (1) 資格審査サービスへの登録時に代理人を設定している場合において、代理人以外の者が行った入札
- (2) 区長が積算内訳書の提出を求めた事案において行った入札で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 区長が指定した積算内訳書を提出しない場合
 - イ 白紙の積算内訳書を提出した場合
 - ウ 提出された積算内訳書の項目が区長の指定と異なる場合
 - エ 積算内訳書の金額が入札金額と異なる場合
- (3) 金額の表示を改ざんし、又は訂正して行った入札

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(参加の辞退)

第 18 条 入札参加予定者は、入札が完了に至るまでは、いつでも当該入札への参加を辞退することができる。

2 入札参加予定者は、入札への参加を辞退したときは、その旨を区長に申出るものとする。

3 前項の規定により入札への参加を辞退した入札参加予定者は、辞退したことを理由として以後の入札等に不利益な取扱いを受けない。

(開札の立会い)

第 19 条 希望型指名競争入札の開札に当たっては、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち会わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、入札参加資格者で入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち 2 者以上を立ち会わせるものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち会わせるものとする。

(入札の回数等)

第 20 条 前条の開札の結果、区の予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として 2 回とする。

3 初度の入札に参加した入札参加者のうち、当該入札が第 17 条の規定により無効となった者、又はあらかじめ最低制限価格を設けて行う競争入札において最低制限価格より低い価格の入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の中止等)

第 21 条 区長は、入札参加資格者に不正行為があると認められるとき又は公正な入札が執行できないと認められるときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

(1) 不正行為があると認められる入札参加資格者を除いた入札の実施

(2) 入札の延期又は中止

(入札結果)

第 22 条 希望型指名競争入札の落札者には、電子入札サービスにより、落札した旨を伝えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスによらない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(入札経過の公表)

第 23 条 希望型指名競争入札の経過については、入札情報サービス及び契約課窓口において公表を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスによらない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表 (第4条関係)

1. 建築工事

- (1) 予定価格は 250 万円から 3 億円までとする。
- | | |
|------------------------|------------|
| ①予定価格 1 億円以上 3 億円まで | 等級区分 A・B |
| ②予定価格 3 千万円以上 1 億円未満 | 等級区分 A・B・C |
| ③予定価格 5 百万円以上 3 千万円未満 | 等級区分 B・C・D |
| ④予定価格 250 万円以上 5 百万円未満 | 等級区分 D・E |
- (2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が 5 社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。
- (3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

2. 一般土木工事・道路舗装工事

- (1) 予定価格は 250 万円から 1 億円までとする。
- | | |
|------------------------|------------|
| ①予定価格 3 千万円以上 1 億円まで | 等級区分 A・B・C |
| ②予定価格 5 百万円以上 3 千万円未満 | 等級区分 B・C・D |
| ③予定価格 250 万円以上 5 百万円未満 | 等級区分 D・E |
- (2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が 5 社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。
- (3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

3. 設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事)

- (1) 予定価格は 250 万円から 1 億円までとする。
- | | |
|---------------------------|------------|
| ①予定価格 2 千万円以上 1 億円まで | 等級区分 A・B |
| ②予定価格 1 千 5 百万円以上 2 千万円未満 | 等級区分 A・B・C |
| ③予定価格 5 百万円以上 1 千 5 百万円未満 | 等級区分 B・C・D |
- 但し、電気工事のみ等級区分 A を含む
- | | |
|------------------------|----------|
| ④予定価格 250 万円以上 5 百万円未満 | 等級区分 C・D |
|------------------------|----------|
- (2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が 5 社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。
- (3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

4. その他(上記以外の業種)

- (1) 案件の規模、性格等により、発注案件ごとに定める。
- (2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が 5 社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。
- (3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。